

經濟學說に於ける政治的要素

— 重農學派の凋落とリベラリズム・アンチフ

イジオクラチックとを決定せる政治的要素 —

手 塚 壽 郎

一七七四年チユルゴーが宰相となつて、重農學派の主張であつた穀物貿易の自由を完全に行ふや否や、此主張に不利なる偶然的現象が出現した。即ち穀物貿易の自由の實施とは全く無關係である所の凶作が起つたのである。一七七四年の凶作は一七七五年に著しくパンの價格を騰貴せしめ、此年の春既に、*Guerres des farines* と稱せらるゝ幾回かの暴動を發生せしめてゐる。パンの價格の騰貴は凶作に原因をもつたものであるにも拘らず、人々からはそれが穀物の輸出に原因をもつものであると考へられた。これがために穀物貿易の自由、従つて重農主義に對する批難が嵩々として起つて來た。既に此頃から重農學派の頹勢は現はれ始めたのであるが、それが凋落したわけではない。一七七六年には、重農主義の最も明快にして完全なりと云はれる¹⁾ Schmid d'Avenstein, *Principes de la legislation universelle* (Amsterdam, Marc-Michel Rey, 1776). が出版されてゐるし、其翌年には Le Trosne の *L'Ordre social* が出版されてゐる。のみならず、重農學派の思想が佛蘭西革命初期のイデオロヂーに影響を及ぼしたことは疑ふ餘地無しとせられてゐる。だが一七八〇年頃から、特に一七九〇年前後から、重農學派の凋落は目立つて來てゐる。

この重農學派の凋落は“une simple réplique doctrinale à la théorie du produit net” のために生じたのであつたか。吾々はさう考へない者である。それは、一七八九年頃からの運動に基因してゐるのではあるまいか。

1) A. Schatz, *L'individualisme économique et social*, p. 81.

地主階級の政治運動に對抗して起つた動産所有階級の政治運動が、アダム・スミスのなる經濟思想を廣く佛蘭西に傳播する動因となり、また此種の思想の傳播が重農學派の凋落を生ぜしめたのではあるまいか。こゝでアダムの此種の思想と云ふのは重農的な側面ではなく、*“La doctrine libérale débarrassée de la pesante armature de la Physiocratie”*の面である。シャル・リストによつて誇張せられてゐるやうに、スミスには重農的思想が多分に含まれてゐる。「屢々經濟學說史家が考へてゐるやうに、スミスを *un précurseur ou annonceur de l'industrialisme* と考へ、農業擁護者と考へられてゐる重農學派に對立せしめるほど誤つてゐることはない。一七七六年に國富論が現はれたときは、産業革命なる名の下に知られてゐる經濟的變化は未だ始まつてゐなかつた。……スミスがよく知つてゐたところのジェームス・ワットは一七六九年に蒸氣汽罐の特許權を得てはゐる。然し此らの發明は何れも新しくして、産業制度を變革するに充分な時期を経てゐない。また重要な發明の或もの Compton の紡綿機（一七七九年）、Cartwright の機織機（一七八五年）は未だ現はれてゐない。此らの年は雄辯である。スミスが國富論を公にした當時には、産業革命は未だ始まつてゐない。……マルクスはスミスを *“den zusammenfassenden politischen Ökonom des Manufakturperiode”* と呼んだが、實は、工業制度の影響をスミスが多分に受けたと考ふるは誤である。此當時の英國經濟の特長は工業的ではなくして、寧ろ大商業的であつた。スミスが資料として利用したグラスゴー市は未だ商業都市であり、主要なる職分をアメリカから輸入さるゝ煙草の集散地として役立つことにありとしてゐたのである。スミスの著作は來るべ

き新産業社會のための豫言的宣言ではなくして、表面的に讀み取り得る限りでは、商人と工業家に對して彼は憎惡をもつてゐたのである。彼の批判は *negociants* と *manufacturiers* に向けられてゐる。地主の利益と労働者の利益は常に一國全體の利益と一致すると考へられてゐる。²⁾ 十八世紀末佛蘭西に傳播せられたスミス思想は此面に於ては無い。其リベラリズム、やがて展開せられて *Industrialisme* となつた所の面に於ては有る。

繰り返して云ふが、一七九〇年前後から重農學派の凋落が著しく、またスミスの思想の重農的面が佛蘭西に捨てられたのは、此頃から、地主階級の政治運動に對して起つた動産所有階級の政治運動に基因してゐるのであるまいか。換言すれば、十八世紀末の佛蘭西の經濟思想がフイジオクラシーから J. B. Say の *Industrialisme* に變轉して行つたのは、かゝる政治運動に原因をもつものではなからうか。此問に對して、十八世紀末の政治思想に於ける特色によつて、肯定的解答を與へようとするのが、*rapide* を以て書かれる此一篇の目的である。

二

重農學派は政治思想の上では純粹たる保守主義者であつた。それは此派の學者が君主專制政治に執著をもつてゐたがためではない。一七六〇、七〇年頃には、最も進歩せる思想家と雖、佛蘭西にとつて可能なる政治形態としては *monarchie* 以外に考へることが出来なかつたのである。重農學派が保守主義者であつた所以のもの

2) Gide et Rist, Histoire des doctrines économiques, 5me édition, pp. 75—7.

は、だから、此派の學者が *despotisme légal* のドツグムを説いてゐたからに他ならない。——此ドツグムから *monarchie* が唯一の理想的政治形態となるのではあるが。——*despotisme légal* とは *despotisme arbitraire* に重農學派が對立せしめた概念であり、自然法に基礎を置く所の *despotisme* である。それは一人の人間のデスポチスムではなく、法のデスポチスムである。換言すれば君主は自らの意志を勝手に實行するのではなく、自然秩序に於ける法則を忠實に實行して行く機關に過ぎないやうな政治機構こそ即ちデスポチスム・レガルなのである。従つて此デスポチスムにあつては、君主のオートリテは、自然秩序の法則から來る絶對的なるオートリテである。勿論デスポチスム・レガルと雖、人間を通してしか人間に現はれて來ない。La Rivière が云つたやうに、「公權力の本質は、之を支配する權利ある意志がそれを發動せしむるまで、運動せず靜止してゐる點にある。此意志の發動によつて、此公權力は、此力を發動せしむる意志に對して人的なものとなつて來る。」¹⁾

despote arbitraire とは反對に、*despote légal* は其臣民を支配するのに何らの暴力を用ひない。「デスポート・レガルの權威は L'evidence の直觀的にして決定的なる力に他ならないのであるから、此權威が人民にとつては尊敬と愛との對象たるべきは自然である。なぜなら此權力は何らの暴力を用ゐずして、人民の意志を服従せしめ得るからである。」²⁾

所でデスポチスムを何人が行使するのであるかと云へば、*monarque* である。重農學派に於ては、モンテスキューなどに見るやうに、三權の分立と云ふが如きものは考へられてゐないし、ルーソーなどに見るがやうに

1) Mercier de la Rivière, *Ordre naturel*, p. 101.

2) *Ibid.*, p. 14.

souveraineté nationale と云ふが如きものも考へられてゐない。重農學派の政治理想は唯一の主權の存在する政治形態であつた。

monarque は自然秩序の運行を確保するがために、自然法 (droit naturel) を認識し、宣言し、遵守せしむる任務を有つてゐる。實體法 lois positives は自然秩序に於ける自然法を monarque が認識し、遵守せしむるものでなければならぬ。

此自然秩序なるものが經濟の面に如何なる様相を以て現はれねばならないかは、重農學派の經濟學說を知るには明らかにせられねばならぬ第一事であり、明らかにもせられて來た。だがこゝでの目的には此様相の説明は左程必要ではない。monarque の下に如何なる階級が政治的力をもつてゐるかの解明こそ缺くことの出來ない第一事である。

重農學派によると、社會には三つの階級がある。

「自然は市民を三つの階級に分つてゐる。生産的階級 (la classe productive)、地主階級 (la classe des propriétaires)、不毛階級 (la classe stérile) がそれである。

「生産的階級は土地の耕作によつて國民の年々の富を再生産せしめ、農業作業の出費の投資をなし、土地の所有者の収入を年々支拂ふ所の階級である。生産物が買手に引渡さるゝまでの總ての作業と出費とは此階級によつてなされる。生産物の買手に販賣されると、國民の富の年々に再生産せらるゝ價值が明らかになる。

「地主階級は主權者、地主、稅吏を含んでゐる。生産的階級は年々作り出す再生産額のうちから、年々の投資を償還し、耕作用の富を維持するために必要な富を控除したる後、残りを地主階級に年々支拂ふ。地主階級は年々支拂はるゝ所の此耕作からの収入即ち耕作の純生産物によつて生活するのである。」

「不毛階級は、農業用役及び農業勞働以外の用役又は勞働に従事する總ての市民から成り、其支出は生産階級並びに生産階級から収入を得る所の地主階級によつて支拂はれる。」³⁾

ところで此ら何れの階級も立法について現代の市民の如き權利をもつてゐない。重農學派によれば、自然秩序は自ら明らかなるものであつて、従つて此秩序を現實の法律に一致せしむる者換言すれば自然秩序に於ける法則を認識しそれらを現實の法となす者があれば、社會は神の欲する所の状態を出現するに到るのである。而して自然秩序に於ける法則を認識しそれらと現實の法律とを一致せしむる者は主權者でなければならず、唯一の主權者でなければならぬ。重農學派は主權を分割し得るものども考へないし、況んや讓渡し得るものども考へない。主權は唯一であると考へてゐる。また主權は時間的には分たれ得べからざるものである。かゝる意味に於て、主權者は一人の王でなければならぬし、王たるの地位は世襲されねばならない。簡潔に云へば、世襲せられる唯一の王が自然秩序に基いて法律を制定し、且つ實施する。右に述べた三つの何れの階級と雖、法律の制定と實施について、王のなす所をなすことが出来ない。

たゞ然し法律制定について王の諮問機關の存在は重農學派によつても認められてゐるし、法律實施の補助者

3) Quesnay, Analyse du Tableau économique, Oeuvres, pp. 306—9.

としての役人の存在も勿論認められてゐる。諮問機關の存在についてケネーは云つてゐる。「Assemblées d'Etats は必要にして缺くことが出来ない」と云へば、王らは之を不必要なりとし、貴族の知識を必要としないと云ふであらう。けれども此種のアツサンブレなり、又は常任的にして且つ總ての階級の prudes を含む Conseil aulique は絶對的に必要である。此らが無かつたとしたら、monarchie があるとは云へ得ない、なり得たにせよ、かゝるモナーシーは劍を手にしてゐる狂女の如きものである」と⁴⁾。またケネーは云つてゐる、「王は貴族又は役人等のうちから任命する十二人又は十五人から成る常任的なる Conseil を必要とする。此機關は政治のプランをしつかりしたものとすゝる任務をもつ」と⁵⁾。此諮問機關なるものは、實は古い佛蘭西の傳統に従つて説かれてゐるものである。「重農學派は、十三世紀即ち王の立法上の權力が明らかになつた時代に發生した佛蘭西公法上の傳統的原理に忠實であつたのである。此原理によれば、王は Conseils に諮ることなくして主權を行ふことが出来ず、特に重大なる場合に於てさうであつた。これが實に Etats généraux の存在理由でもあつた。此 Etats généraux は其發生以來、王に助力と意見を具申するのを使命としてゐた。一四八四年から一五六〇年にわたつて、此 Etats généraux が廢止せられてゐたが、これが王にとつて缺くべからざる機關であることは、常に唱へられ、強調された所である。此機關は特に Claude de Seyssel によつて其必要を説かれてゐる。曰く、「Il y a une chose principale, laquelle est plus requise que nulle autre en tout régime monarchique c'est quele monarque ne face aucune chose par volonté desordonnée ne soudaine, ains en toutes ses actions, mesmement concernant l'estat,

4) Les manuscrits économiques de Francois Quesnay et du Marquis de Mirabeau aux Archives nationales, p. 27.
 5) Cheinisse, Les idées politiques des Physiocrates, p. 112. 参照。

use de conseil, ainsi qu'ont fait tous les plus sages princes du monde en toutes choses d'importance." (Grande Monarchie de France, ch. IV, fol. 2122, Paris, 1558.)⁶⁾

重農學派が主權の作用の分離を認めなかつたことは上に述ぶるが如くであるが、たゞ司法權 (Magistrature) の分離のみは認められてゐる。司法權は王が公布せる法律が實際に行はるゝことを監視し、處罰をなす力のみを意味するのではなく、王が公布する法律其ものが自然秩序に合致せる法律であるか否かを識別し、王に知らしむる所の力である。

所で此司法權を與へらるゝ者、顧問官、行政官等は先の階級の如何なるものから任命せらるゝかを見ると、地主階級に限られてゐるのである。もとゞ重農學派は先に區別した三階級のうち、不毛階級は嚴密な意味では國民ではないと考へてゐた。「ナショナルと云ふ性質を與へられるのは、生産階級と不毛階級との區別によつてゐる。重農學派によれば、嚴密な意味の國民 (la nation proprement dite) 又は少くともボードー僧正の表現を用うれば國民の membres essentiels は生産階級及び地主階級たる者から成つてゐる。重農學派によれば、國民の政治組織體たる國家は despot たる元首と、地主及び耕作者たる臣民とからのみ成つてゐるのである。」⁷⁾地主及び耕作者とは反對に、工業に従事する者、商人、金融業者、レントナー、自由職業に従事する者等は國民の一部分をなすものではない。重農學派の學者は殆んど總て此點について意見が一致してゐたやうである。地主でもなく耕作者でない者は社會の彼方 "en marge de la société" にある。社會に於て重要な役割を演じてゐ

6) Cheinisse, op. cit., pp. 110—1.

7) Mercier de la Rivière, L'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques, p. 149.

8) Lorion, Les théories politiques des premiers physiocrates, p. 121.

る此らの人々を何故に國民の一員に非ずとなすかと問へば、重農學派は答へる、此らの人々の利益は社會の利益とは異なるからであり、全く背反してゐるからである。例へば商人が集積する富は、他の國民の損害に於てしか集積せられないからである。商人は高價に賣らんとし、國民は安價に買はんとする。兩者の利益は背反する。ケネーは云つてゐる、*“Si le négociant soi-disant national s'enrichit, ce ne peut être qu'au détriment de ses concitoyens ; il tend à acheter au plus bas prix et à revendre au plus haut prix possible ; son intérêt particulier et celui de la nation sont opposés.”*⁹⁾ 商工業者は租税を國家に納入するやうであるが、此種の租税は農業の純收入を間接に納付してゐるに過ぎないのである。

然るに耕作者と地主とは土地から純收入を作り出し、此純收入は土地の單一税として地主の手を通じて租税として納付せられ、國家の歳出を辨するのである。デュポンは云つてゐる、*“Quelles que soient les constitutions, il n'y a jamais de gens complètement citoyens, c'est-à-dire dont les revenus contribuent réellement au maintien de la chose publique, que les propriétaires du sol.”* また地主と耕作者とは土地の純收入によつて人々を養ふのであつて、此故にこそ地主と耕作者とのみが國民であると云つてよい。また地主は性質上一定の土地に定住し、移動しない。此事實によつて、地主は所有の土地に定着してゐる。彼らが國土の上に止ることは持續的であるのみならず、彼らは他の國に到つて地主となることは不可能である。今日では隣邦では土地は既に内國人 (*régnocles*) の所有の目的物となつてゐて、此所有權を讓渡しようなどとはしない。所で地主と耕作者は其利害

9) Quesnay, *Analyse du Tableau économique*, Oeuvres, p. 623.
10) Mémoire inedit, cité par Schelle, dans *Du Pont et la Physiocratie*, p. 8.

關係を全く同一にするのであつて、合して一つの階級を成すものであると云つてよい。兎に角、重農學派が王の諮問機關として認めんとする顧問官、官吏、司法官等は國民たる所の此地主階級からのみ任命せられねばならぬものである。

吾々は無數の引用を重ねながら、重農學派の學說に於ては、王に政治的權利が集中してゐたこと、及び地主が政治上重大なる力をもたしめられてゐたことを證明することが出来る。

重農學派の政治思想と同じやうな政治思想は一七八九年以前のコンドルセーにも見ることが出来る。コンドルセーは一七七六年に書いた *Réflexions sur le commerce des blés* に於て既に、地主と耕作者とは政治の善惡に拘らず自らの土地を容易に離れることが出来ず、従つて他の階級に比較すれば遙かに多く國家に關心を有し、國民たる性質を具へてゐると云つてゐる。¹¹⁾ 一七八七年に書かれた *Les lettres d'un bourgeois de New-Haven à un citoyen de Virginie, sur l'inutilité de partager le pouvoir législatif entre plusieurs corps.* では、コンドルセーは議會政治を認めてはゐるが、「選舉權は、所有財産が一定金額以上の人のみ與へらるべく、一定金額以下の財産しか有しない者は、一定額の財産を有する者に限り、選舉權を行使すべき代表者を選出する權利を與へらるべきである」と云つてゐる。¹²⁾ 而してこゝでもまた、所有權を有する者にして初めて國民たる事が出来ると述べられてゐる。曰く、「Dans les pays cultivés, c'est le territoire qui forme l'Etat; c'est donc la propriété qui doit faire les citoyens. Remarquez que, par la nature même des choses, les non-propriétaires n'existent sur

11) Condorcet, *Réflexions sur le commerce des blés*, 1776, Oeuvres (éd. Arago), t. XI, pp. 119, 170.

12) Condorcet, *Lettres d'un bourgeois*, Oeuvres, t. IX, p. 11.

le territoire que parce que les propriétaires leur ont loué le terrain qu'ils occupent, parce que les propriétaires ont bien voulu les y recevoir. S'ils ont des droits autres que celui de vivre, d'être libres, c'est des propriétaires seuls qu'ils les tiennent. Les propriétaires peuvent donc, sans injustice, se regarder comme les seules citoyens de l'Etat.”¹³⁾

かゝる重農學派やコンドルセーの政治思想は、傳統的なる特權に置き換ふるに地主の特權即ち所有權の特權を以て置き換へんとしたものに過ぎぬとは云へ、兎に角も傳統的特權の打破を目標としたものであり、リベラルな外見を呈したのであつた。だが實際に於ては、貴族と僧侶が二大地主階級であつて、既に地主であるか又は地主を相續する以外の者が地主となることは甚だ困難であつた。

だが外見上リベラルであつたがために、此政治思想は、從來の政治機構に飽き足らないが然し比較的穩健であつた所の思想家を吸引した。Dupont de Nemours のやうに後には despotisme légal を捨て、共和制を謳歌した人も、またチュルゴーやモレルレーの如き physiocrates dissidents も、正統的重農主義者以上に、政治上の權利はひとり地主がもつべきものであるとの見解を固執してゐる。

重農學派やチュルゴーの政治思想が斯の如く、政治上の權利はひとり地主のみのものであると云ふ見解を中樞としてゐたことは、重農學派の學者及び其れをめぐる人々が作り出した改革案を見ることによつて、よく理解し得る事實である。まことに重農學派の人々は、他の人々に先んじて、Assemblée nationale の開設を主張し

13) Condorcet, Lettres d'un bourgeois, Oeuvres, t. IX, pp. 12—13

てゐたが、此國民議會たるや立法權を有するのでも無ければ、また租税の議決權を有するのでもない。それは諮問機關に過ぎなかつた。チュルゴーは王の諮問機關としてまた租税賦課の割當の機關として *municipalités* を置き、其役員は下位の *municipalités* に屬する者によつて選舉せられるものとなすのであるが、最下位の *paroisses* に於て存在せしめらるべき *municipalités villageoises et municipalités urbaines* の構成者は地主によつて選舉せられねばならないとする。而も年土地純收入六百リーヴル以上の地主とせられてゐる。六百リーヴル以下百リーヴルの年土地純收入しかない地主は純收入百リーヴルについて、六分の一人だけの選舉權があり、反對に六百リーヴル以上の土地純收入ある者は六百リーヴル毎に一選舉權づゝを増して行く。要するに、國、市、町、村の議會の議員は地主によつてのみ選舉せられるのである。¹⁴⁾

重農學派の殿將 *Le Trosne* が、一七七九年に公にした *Administration provinciale et la réforme de l'impôt* に於て提案してゐる *Conseil national* と稱する議會も王の諮問機關であるが、其議員は、年純收入六百リーヴル以上の總ての地主により *suffrage indirect* によつて選擇せられた者である。¹⁵⁾

Necker が重農學派に對立して論陣を張り、またチュルゴーの施設と全く對立した施設を行つたことは有名であるが、重農學派がネットケールを敵視した根本原因をなせるものは、ネットケールが地主に對してもつてゐた見解であつた。ネットケールは一七七五年に公にした *La législation et le commerce des grains* のうちで、現在の總ての法律 (*toutes les institutions ecrites*) は地主のために存在し、大衆に對立せる *lois d'union et de garantie*

14) Cheinisse, op. cit., pp. 136—7.

15) Cheinisse, op. cit., p. 139.

であり、人は市民中の最大多数の階級のためには何ものもなしてゐないと云ふ叙述をなした。重農學派がネツケールを敵視した根本的動機は此見解にあつたと云つてよい。ネツケールが宰相に就任したとき、コンドルセーらが Soulavie に右の一書を示しつゝネツケールを罵しれる言葉が “Que devons-nous attendre d'un ministre qui se passionne avec tant de fureur contre une classe de la société, celle des propriétaires fonciers, en faveur de celle qui ne possède rien ? Attendons-nous à voir, en France, se renouveler les scènes des deux Gracchus !”¹⁶⁾であつたことは、重農學派とネツケールとの見解の根本的相異點を示して充分であらう。

更にまた Morellet の Mémoires は、重農學派の政治思想についての最もよきドツキメントを提供して來れる。曰く、「政府を構成し、又は改革する権利は地主のみに屬してゐることは疑を容れない所であり、余も既に三十年以前からそれを疑はなかつた。それはまた大多数の經濟哲學者特に Dupont, Le Trosne, Saint-Péray, Turgot 等によつて説かれた原理であり、三十年の間常に余が説いてゐた原理でもあつた。」¹⁷⁾而して彼によれば、人々が此原理を誤解したがために、佛蘭西大革命が生じたのである。此誤解の責はネツケールにあつたと云はねばならぬ。ネツケールは Etats généraux の召集に當つて、選舉人、被選舉人の資格として、地主たる特權に殆んど注意を拂はなかつた。「土地所有權のみが基本的なる (premiers) 政治權をもつべきものであること、従つて勿論、國會に於ける代表權、換言すれば憲法及び立法の制度即ち gouvernement des propriétés を變革し得る權利は土地所有權にのみ屬すべきものなることが忘れられてゐる。」¹⁸⁾此土地所有權の忘却から總ての悲惨事が起

16) Allix, La rivalité entre la propriété foncière et la fortune mobilière sous la Revolution, R. H. E. S., 1913, p. 302.

17) Allix, loc. cit.

18) Allix, loc. cit.

つて來たのである。「疑もなく、古い慣行の主權 (empire) は、國會召集を命令によつてのみなした。然し此場合と雖土地所有權即ち政治社會全體を救はうとすれば、此命令のうちに地主だけしか含ましむべきではない。」
「貴族や僧侶は、批判され易い自らの特權を據り所となすことなく寧ろ自らの眞の權利即ち地主としての權利を援用すべきであつた。Le Tiers も、土地所有權の一部は富と商業との發達の結果として自ら手中に歸したるを理由として、政治への參與を主張すべきであつた。」¹⁹⁾ かくなすことによつて地主のアンタントを實現することが出来る筈であつたにも拘らず、特權階級と大衆との争の形式のものが現はれたのであつた。

以上の叙述から明らかであるやうに、重農學派の思想の一面に、即ちテスポチスム・レガルのうちに、或ひは稍異なる政治思想のうちに、地主の政治的權利を特に認めようとする思想の存在を明瞭に見ることが出来る。従つて此思想の存在が十八世紀末の佛蘭西の政治的社會的狀勢と相背反せざる限りに於ては、重農學派が其勢を失はずして濟みたるべきことは、想像するに困難ではない。私は重農學派の衰亡を其政治思想の衰亡に原因するものと見るのであり、此政治思想の衰亡を地主の地位の後退即ち第三階級の政治權の要求に原因を有するものと見るのである。次には、佛蘭西大革命前の佛蘭西の政治思想中に、地主の政權を強調せる者の少くなかつた事實を明らかにして、重農學派の政治思想が世論の支持を受けてゐた證據を求めらる。

19) Allix, op. cit., p. 304.

先づ英米の憲法が選舉權者又は被選舉權者の資格として、地主たることを擧げてゐた。即ち英國に於て、*Chambre des Lords* は地主から構成せられてゐたし、北米合衆國の諸憲法も、地主たることを選舉人及び被選舉人の條件としてゐた。此らは海を越えたる國々のことではあるが、重農學派の榮えた當時に於て、此派の政治思想が事實によつての支持を受けてゐた一證據となり得るには充分である。

また重農學派の政治思想は當時の哲學者の支持を受けてゐた。社會主義者さへも、政治的權利は地主のみの有すべきものであると云つてゐた。

先づ *L'abbé Raynal*. 此人の *Histoire philosophique des deux Indes*, 1770. はオリヂナリテに乏しいとは云へ、今日何故であつたかを理解し難いほど廣く讀まれた書物であるが、地主のみが政治的權利を有すると云ふ思想の一つの大なる動因となつた思想即ち商業に従事する者は *patrie* を有せずと云ふ思想が明瞭に現はれてゐる。

次に *Mably*. マツブリーが古代の共產主義者であつた哲學者の影響の下に、共產主義のシステムを展開したことは有名である。特に土地所有の共有化を主張したことは有名である。彼は *propriété personnelle* 及び *propriété mobilière* だけを認めて、*propriété foncière* の共有化に主張の力點を置いた¹⁾。けれども、*“Si l'on doit renoncer à la douce perspective du communisme, il faut alors faire de la propriété la base de la société, pour n'admettre parmi les citoyens que des hommes que l'indépendance de leur personne, la dignité de leur profession et la*

1) *Henri Sée, L'évolution de la pensée politique en France au XVIII^e siècle, p. 255.*

fixité de leurs attaches designent à ce titre.”²⁾

D' Holbach もまた地主のみが眞の市民であると云つてゐる。「商業國は、自國のうちに土地所有者の存在することを、一般に忘れ勝ちである。既に述べたやうに、土地所有者のみが眞の市民なのである。然るに國家は貪欲なそして自己の金庫より他には *patrie* をもたない商人のために、土地所有者を犠牲にする。然し眞に國家を構成する者は、租税を負担し、社會の存在に最も必要な物を土地から出さしむる所の土地所有者である。」³⁾

同様の例證は幾つか重ね得るであらうが、これだけで既に、土地所有者の政治的權力を著しく大ならしめんとする思想の潮流が、十八世紀の七・八十年代に於て、重農學派の政治思想と共に並び存在して得たことを證明するに足ると思ふ。而して此時代には、此潮流の政治思想は既に動産階級及び無産階級の政治權力を承認しようとする思想の潮流と *opposition* をなし始めて來たことも觀取出來ると思ふ。然し大體に於て、當時までの政治思想の主流が重農學派のその如く、土地所有者の政治權力を前面に押し出さうとするものであつたことに疑はなし。

それどころか、革命の初期までは、地主政治權論が支配的であり、たゞ選舉權が地主にのみ存在するとなすか、被選舉人が地主でなければならぬとなすかに、學者の意見の相異があつたとに止る。即ち或者は地主の代表者の議會を望み、或者は地主から成る議會を望んだと云ふ事實があるだけである。Dupont de Nemours は、「*La propriété est la base fondamentale.*」と云ふ思想から、地主のみが選舉權を有すると考へた代表的學者であ

2) Allix, L'article cité, R. H. E. S., 1913, p. 306.

3) D' Holbach, *Système social*, III, chapitre VII.

るが、Mounier, Lally-Tollendal, Cazales 等によつても此説が支持せられ、一七九一年の憲法では此思想が勝利を得てゐる。此憲法の制定に際しては、二つ傾向が現はれて居り、時に此らの傾向は混合したこともあつたが、然し明らかに區別が可能である。其一つの傾向は、*la tendance censitaire* 即ち納税の額によつて選舉權者の資格を定めようとするものであり、他の一つの傾向は土地所有者を選舉權者となさんとする傾向である。

バスチュの占領の事實があつてからは、大部分のブルジョアは民衆の力に不安を感じ、納税をなすか否かにより市民をば、*citoyens actifs* と *citoyens non-actifs* とに區別し、前者にのみ選舉權を認めようとした。而して此の場合にも、地租を納付する者のみを *citoyens actifs* と見るべきか、それとも租税ならば如何なる租税を納付しようとも其納付者を *citoyens actifs* と見るべきか、問題となつた。一七八九年十二月二十五日の法律では *assemblées primaires* のメンバーたるには三労働日の納付を充すを要し、*assemblées electorales* 又は *assemblées locales* のメンバーたるには十労働日の納付を要するのであるが、*Assemblée nationale* の議員たるには一マルクの直接税を納付する地主たることを要する。一七九一年八月には、被選舉人の總ての資格が撤廢せられ、被選舉人はたゞ *citoyen actif* たるを以て足ることゝなつた。けれども選舉權を有する者は地主、用益權者、又は地方によつて異れども少くとも百五十労働日の収入を生む土地の借地人たることを要することゝなつた。即ち選舉の特權は主として地主から成る少數者階級にのみ存在することゝなつた。たゞし此憲法は土地所有權者の政治權力の若干の後退を意味してゐる、なぜなら選舉權の存在に土地所有は絶對的に缺くべからざる

ものでは無くなつて、一定金額の収入を得てゐる者であれば借地人であつても、此權利を有することゝなつたからである。

四

一七九一年十月一日頃から、政治思想の上に新しい時期が劃され始めた。國民議會が招集された當初に於ては、ブウルヂョアの的であり、君主政體を主張してゐた國民議會も諸外國の威嚇を受くるや、一七九二年に入つて、民主々義の支配する所となつた。而して此支配が一七九四年の八月まで續いたことは人のよく知る所である。

重農學派の衰退は此頃に到れば極めて目立つて來てゐるが、其原因は無産階級の勃興にあるのではない。敢へて云ふまでもなく、民主々義の支配は佛蘭西大革命中に於ては、僅かに右に述べた三箇年に過ぎなかつた。重農學派の没落が、其政治思想に對する動産階級の政治思想の攻撃に原因を有することは、此民主々義の支配し始めた頃から愈々深刻を極めて來た動産階級代辯者の地主の政治權に對する批判によつて知ることが出来る。吾々は此批判を明らかにするに先立つて、民主々義者の地主政權に對する批判に應じて、重農學派の殘黨がなした最後の政治思想上の抵抗を明瞭にして置かねばならない。

先づ Germain Garnier が擧げらるべきであらう。彼はルイ十五世によつて司法大臣たらんことを懲憚せら

れたが、これが頗る危険にして長く持續し得ない地位であるのを知つてゐた彼は之を拒否して、スイスに逃れ、一七九五年漸く佛蘭西に歸國した。これより先、一七九二年に、*De la propriété dans ses rapports avec le droit politique* と題する匿名の一書を公にしたが、これは著しい反響をまき起した。

此書物で G. Garnier は、先づ時流に迎合して、極端な民主々義の信條を明瞭にし、國民の *Souverain* は國民以外にはないとなし、英國の二院制度、三權のバランスの制度を攻撃してゐる。

次いで彼は、公法の確定せられてゐない社會では暴政又はアナーシーが行はれる事實を指摘し、佛蘭西はまさに暴政より逃れたけれども、アナーシーに陥つたと云つてゐる。佛蘭西がアナーシーに陥つたのは、公法上に市民と市民に非る者の區別が明瞭になつてゐないからである。或場合には、納税によつて市民たるの資格が存在するに至ると考へられてゐた。けれども、かゝるは全く偶然的なる條件によつて市民たるの資格を定めんとするものである。また全く *arbitraire* なシステムでもある。何となれば、此のやうな重大なる權利は納税額と云ふが如き可變化なものによつて決定せらるべきものではないからである。またそれは矛盾せるシステムでもある。なぜなら、*“les contributions qui existent que par le souverain ne peuvent pas servir à déterminer quels sont les membres du souverain.”* であるからである。

かくの如くにして、市民と然らざる者とを區別すべき自然的標準は、土地所有權のほかにはない。國民は土地と人民とから權成されてゐるし、政治權は土地所有權にオリデンをもつてゐる。もし立法の權利が土地所有

權から獨立であるとしたら、人は如何なる國に到るも政治權を享受し行使し得るであらう。だがこれは無稽な想像である。

社會は實際に於て土地所有者と非所有者とからなり、後者は前者によつて生活を維持されてゐるのである。Salariesの用役は、土地の純收入によつて其報酬を受けてゐるのである。従つて土地所有者は非所有者なくとも生活し得るが、非所有者は地主なしには生活し得ない。

社會の進歩と共に、動産收入の増加は著しくなつては來たが、此收入は社會の利益とは全く背反する。動産資本家が富めば、社會の貧乏とならざるを得ない。

かくの如くにして、主權は全く土地所有者に屬するのである。何となれば、彼らを除いては主權を行使する者もないし、また土地所有者以外の者は總て他人の土地に占據してゐるからである。Garnierによれば、主權なるものは、「土地の最初の占有者が國家的結合の利益のために共通になされた *domaine réel* の權利の最高なる部分」(*Portion eminente du droit de domaine réel, mise en commun par les maîtres originaires du territoire, pour l'avantage de leur association.*)である。だが土地の所有者の總てが政治的權利を有するのではない。Garnierによれば、自らの土地からの収入を以て生活し得る者、換言すれば少くとも三六五労働日の収入を得る者が實は眞の土地所有者であり、市民である。土地を所有してゐても、生活に必要な額以下の収入しか得られない者は、其實質に於て *salariés* であり、従つて政治權を有しない。

此 Garnier の政治權論が一七九二年に公にされた當時に於て受け容れられなかつたのは當然である。一七九二年八月以後は、先に述べたやうに、普通選舉が實施せられるのであつて、此時勢には Garnier の力は抗すべくもなかつた。だが一七九四年ローベスピエルの没落と共に、反動が起つて來た。土地所有者の政治權の問題も實際問題として起つて來た。重農學派の殘黨の第一人者 Dupont de Nemours も此機會に活潑な論陣を張るに至つた。

土地所有者の政治權が實際問題となつて來たと云ふのは、一七九三年の憲法を一七九四年に於て如何になすべきや、また新たに新憲法を制定すべきやの問題が起つて來たが、其際には既に普通選舉の主張者は僅かに二人の論客に過ぎず、地主の政治權のみを認めようとする聲も可成り高かつたからである。

Dupont de Nemours は一七九四年に公にした *Observations sur la constitution proposée par le Comité des onze et sur la position actuelle de la France.* に於て、まさに全く絶命せんとする重農學派のために、地主の政治權論をふりかざすのである。「暴力を用ひざる限り、何人も、所有權者の許可なくして、他人の家に入ることは出來ぬのは、明らかである。何人と雖も、土地所有權者の許可なくして、果實を採集して食ひ、小麥を收穫し、蔬菜を採集することは出來ぬのは、自明である。土地所有權者は其相續の土地を耕作する主であり、佛蘭西の大部分を耕作してゐるし、何人と雖此土地所有權者の許可なくして他人の相續せる土地の耕作をなすことが出來ないのは、自明である。小作人は、土地所有權者の權利を得る契約の結果としてしか耕作をなし得な

いことは、自明である。……故に人は土地所有権者の許可なしには、一國內に居住もなし得ないし、生活して行くことも出来ない。故に土地所有権者は市民である。彼らは、神と自然と自らの労働と投資と祖先の労働及び投資とによつて、主権者である。」此理由によつて Dupont は、一七九四年に到つても選挙の権利はひとり地主の有すべきものであるとなしてゐる。¹⁾

また恐らく重農學派の殘黨と思はれる所の L'anneau de Boisgermain も、*Des droits de la propriété des terres ou du peuple propriétaire de terres, seul et unique souverain dans tous les pays, 1795.* に於て Dupont 以上に明確に、選挙人は勿論被選挙人さへも地主でなければならぬことを明瞭にしてゐる。彼によれば、「主権者たる者は、自らを支配し且つ自ら占據する土地を支配する者でなければならぬ。而して此主権者たる者は土地の最初の占據によつて形成されたのであり、それ以來、土地所有者に非る者は土地所有者に従屬することゝなつた。土地所有権から、動産所有権が生じた。動産所有権の第一は農業労働から生じ、食料其他土地から出づる諸生産物に關する。第二は工業から生ずるものであり、製造工業品である。けれども動産所有権は主権を發生せしめ得ない。主権は不動産所有権の上に發生するのである。人は他人の土地に對して *souverain* たり得ないからである。かくて法律は土地所有権者のために土地所有権者によつて制定せらるべきものであり、従つて地主のみが選挙権を有すべく、また被選挙人たることが出来るのである。²⁾」

重農學派の政治論は稍變化せられて、其殘黨又は亞流によつて餘命を繋がれてゐたが、一七八・九〇年頃の

1) Allix, op. cit., p. 317.

2) Allix, op. cit., p. 319.

動産階級の勃興は、有力な反重農學派的なる政治論の擡頭を促した。此種の政治論の最も著しいものは Roederer のそれであつた。

Roederer は恐怖時代 (La Terreur) の眞只中に、一七九三年 Lycée républicain に於て、Cours d'organisation sociale と題する連續講演をなし、デマゴヂーの學説を駁撃せんとした。期する所は niveleurs (自由平等主義者) に對抗して、所有權の原則を擁護せんとするにあつた。此講演の内容は Roederer が既に一七八八年に公にした著作の中に盛られたものを發展させたものであるが、實際には自由平等主義者に打撃を與へてゐるのみならず、土地所有者主權論に對しても手びとい攻撃を加へ、重農學派の政治論に對しても攻撃を加へてゐる。先づ彼は、所有權に三種類の存在すること、即ち propriété du sol, propriété des capitaux industriels, propriété des capitaux commerciaux の存在することを明らかにする。而して此らの三つの所有權の何れを有する者も、社會に貢献する者であり、社會の actionnaires である。従つて何れも土地の生産物を要求する權利がある。土地所有者のみが生産物の要求權を有してゐるわけではない。従つてまた地主のみが社會を存在せしむるものでもない。土地所有の不平等なる歐洲では、和蘭、瑞西が示してゐるやうに、農業は却つて工業に従屬してゐる。地主は動産資本家及び社會の他の階級に依存してゐるのである。従つて地主のみが政治權を有すべきであると云ふが如きは、全く根據なきことである。

Roederer は此政治論を一七九四年の Journal de Paris に公にせる論文 A qui appartient le droit de cité

et le droit de citoyen で充分に發展させてゐる。其要旨を摘記すれば次の如くである。「一七九三年には、大土地所有をば、人間の権利の妨害であると考へて取扱ふのが常であつた。然るに今や、國民主權を土地所有のみに屬せしめ、資本の所有者や耕作者や商工業者を單純な無産者階級として遠ざけることが流行してゐる。……だから我商港マルセイユ、ナント、ボルドー、我工業都市リオン、スダン、ルーヴェ、巴里の商業地域たる Rue Saint-Honoré, rue Saint-Denis, Quai des Orfèvres 等は市民權を有せざる住民だけで成つてゐる。」これは所有者 (propriétaires) の概念に重大な誤があるからである。土地の所有者のみが propriétaires であるのではない。不動産の所有者 (propriétaires de fonds immobiliers) と動産資本貨幣商品の所有者 (propriétaires de capitaux mobiliers, argent ou marchandise) 及び propriétaires de fonds d'industrie ou de science lucrative tels que la menuiserie, la peinture, la médecine もまた同様に所有者である。Roederer はかゝる所有者概念規定をなした後、「總ては所有者は同様に市民權を有する」との命題を立てた。また彼は、土地所有權から他の所有權が生ずるのではなく、動産所有權から土地所有權が生ずるのであると云つてゐる。而して土地は勞働によつて占有され、fonds mobiliers によつて價値あるものとせられるのである。故に la propriété が主權の存在する所 (l'assise) であるとしたら、何よりも先に動産所有權が主權の存在する所でなければならぬ。何となれば動産所有權は社會の存在に缺くべからざるものであるからである。嚴密に云へば領土のない國民も考へ得ないことはない。Tartares nomades の如きがこれである。そのみではない。動産所有權者及び産業所有權者 (propriétaires

d'industrie)は地主よりも遙かに多く公の秩序の維持に利害關係をもつてゐる。暴動の起つた場合には、地主は、耕地を荒されるとか又は收穫を掠奪されたとかだけである。換言すれば収入が破壊せらるゝに止り、元本は残存する。之に反し製造工業家の如きは其資本までも破壊せられ、其家屋、商品までも焼き拂はれる。而して動産資本の収入は平均五パーセントであるから、動産所有者は地主の二十倍の程度を以て公の秩序の維持に利害關係をもつてゐる。また地主は最も多く土地に執着をもつてゐると云はれてゐるが、實は地主は土地を貸與するのである。土地に重心な關心を有する者は實際には耕作人 (fermiers) である。また地主は土地から離れ得ないと云はれてゐるが、實際に於て、土地を賣り放つて、外國に土地を買求めることは容易である。之に反し、耕作者が耕地を變更し、工場主が工場を變へ、商人が店舗を變化することは莫大な損失をしのぶに非れば、なし得ざる所であり、況んや國を變更することに於てをやである。更にまた土地のみが租税を負擔するのではなく、動産所有權もまた租税を負擔する。租税の nivellement の法則によつて、如何なる種類の資本の收入に課せらるゝ租税も、總ての他の資本に影響を及ぼして行く。故に動産資本も土地資の租税負擔を分擔するのであり、反對に土地資本は動産資本の租税負擔を分擔するものである³⁾。

此 Roederer の所論の解説から察知し得られるやうに、此人は動産所有者のために、最も有力な熱辯を振つたと云つてよいわけであり、此らの者のための政治權論を説いたのであつた。けれども Roederer だけが此らの人のための政治權論を説いたのではない。少からざる數の論客が此らの人のために辯じたのであつた。一一

3) Roederer の所論の解説は、Allix の前掲論文によつた。

の例をあげるに止めても、Lenoir-Laroche は一七九四年に公にした *De l'esprit de la constitution qui convient à la France et examen de celle de 1793.* に於て、また Polyscope は *Plan d'une constitution* なる論文 (*Décade* 誌) に於て、何れも政治權が動産階級にも存在せねばならぬことを力説してゐる。

要するに一七八九・九〇年頃までにデモクラシーの政治思想のために徐々に勢力を失ひ來つた重農學派の政治思想は、重農學派の衰亡を促すと共に、動産階級のための政治權の思想も此衰亡に預つて力があつたのである。然るに一七九四年に到つて、デモクラシーの政治思想は後退するに至つたとは云ふものゝ、新興の商工業階級は、地主の有すべき政治權をば少くとも自らの階級にまで擴大獲得せしむべきことを主張した。事實世論に於てのみならず、一七九四年の憲法に於ても、動産階級の主張は充分に貫徹されてゐる。而して動産階級の此主張が大となると共に、また此主張が貫徹さるゝと共に、土地所有者の政治權を擁護した重農學派の政治思想、従つて重農學派其ものも、完全に世論から捨て去らることゝなつたのである。